

参 考

○湖沼水質保全計画で定める水質目標

湖 沼 名 (湖沼計画)	計画策定年度	目標年度	水 質 目 標 値 (mg/L)			
			C O D		全窒素	全磷
			75%値	年平均値	年平均値	年平均値
諏訪湖 (第8期計画)	令和4年度	令和8年度	4.7	4.0	0.62	現状水準の 維持
野尻湖 (第7期計画)	令和6年度	令和10年度	2.5 (現状水質の 維持)	2.0 (現状水質の 維持)	—	0.005 (現状水質の 維持・向上)

注1) C O D (75%値)、全窒素及び全りん(注2)の年平均値は、環境基準点(諏訪湖:3地点、野尻湖:2地点)の最高値とする。

注2) C O D (年平均値)は、各環境基準点の年平均値を全地点で平均した値とする。

(透明度)

湖 沼 名 (湖沼計画)	計画策定年度	目標年度	透 明 度 目 標 値
諏訪湖 (第8期計画)	令和4年度	令和8年度	1.3m以上
野尻湖 (第7期計画)	令和6年度	令和10年度	7.0m (現状水質の維持・向上)

注1) 諏訪湖の透明度は、C O D等の環境基準点の湖内3地点(湖心、初島西、塚間川沖200m)それぞれで透明度の年平均値を算出し、全ての地点で目標値を上回った場合に目標を達成したこととする。

注2) 諏訪湖の測定地点のうち、初島西、塚間川沖200mで全透(透明度=全水深)となった場合には、湖心の透明度とその地点の全水深のうち大きい方をその地点の透明度として採用する。

注3) 野尻湖の目標値は、湖心の透明度の年平均値とする。

○水道法第4条に基づく水質基準等

1 水質基準項目（平成15年5月30日 厚生労働省令第101号

最終改正：令和7年6月30日 環境省令第19号）

番号	項目	基準値	番号	項目	基準値
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg/L 以下
2	大腸菌	検出されないこと。			
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L 以下	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L 以下	30	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/L 以下	31	プロモホルム	0.09 mg/L 以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L 以下	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L 以下	33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L 以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/L 以下	34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L 以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L 以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L 以下	36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L 以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L 以下	38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L 以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L 以下	39	塩化物イオン	200 mg/L 以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	41	蒸発残留物	500 mg/L 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	43	(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a (2H) -オール（別名ジェオスミン）	0.00001 mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	44	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）	0.00001 mg/L 以下
20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）	0.00005 mg/L 以下 ※			
21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下
22	塩素酸	0.6 mg/L 以下	46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L 以下
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下
24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	48	pH値	5.8以上8.6以下
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	49	味	異常でないこと。
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	50	臭気	異常でないこと。
27	臭素酸	0.01 mg/L 以下	51	色度	5度以下
			52	濁度	2度以下

※令和8年4月1日から施行

2 水質管理目標設定項目（平成15年10月10日厚生労働省健康局長通知 最終改正：令和7年6月30日）

	項 目	目 標 値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02 mg/L 以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002 mg/L 以下（暫定）
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02 mg/L 以下
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
8	トルエン	0.4mg/L 以下
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L 以下
10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下
12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下（暫定）
14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下（暫定）
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下
16	残留塩素	1 mg/L 以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L 以上 100 mg/L 以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/L 以下
19	遊離炭酸	20 mg/L 以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下
21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下
23	臭気強度（TON）	3 以下
24	蒸発残留物	30 mg/L 以上 200 mg/L 以下
25	濁度	1 度以下
26	pH値	7.5 程度
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1 程度以上とし、極力0 に近づける
28	従属栄養細菌	1mL の検水で形成される集落数が 2,000 以下（暫定）
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1 mg/L 以下
31 ※	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として、 0.00005mg/L 以下（暫定）

※令和8年4月1日に削除

農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D) 注1)	殺虫剤	0.06 (令和8年4月以降)
2	2, 2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08
3	2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.02
4	EPN 注2)	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.9
7	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニロホス	除草剤	0.003
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン注2)	殺虫剤	0.005
13	イソフェンホス注2)	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.3
16	イプフェンカルバゾン	除草剤	0.002
17	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09
18	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006
19	インダノファン	除草剤	0.009
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03
21	エトフェンプロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08
22	エンドスルファン (ベンゾエピン) 注3)	殺虫剤	0.01
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
24	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
25	オリサストロビン注4)	殺虫剤、殺菌剤	0.1
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006
27	カフェンストロール	殺虫剤、除草剤	0.008
28	カルタップ注5)	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.05 (令和8年4月以降)
29	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02
30	カルボフラン	代謝物	0.0003
31	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005
32	キャブタン	殺菌剤	0.3
33	クミルロン	除草剤	0.03
34	グリホサート注6)	除草剤	2
35	グルホシネート	除草剤、植物成長調整剤	0.02
36	クロメプロップ	除草剤	0.02
37	クロルニトロフェン (CNP) 注7)	除草剤	0.0001
38	クロルピリホス注2)	殺虫剤	0.003
39	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05
40	シアナジン	除草剤	0.001
41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003
42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02
43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03
44	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008

番号	農 薬 名	用 途	目 標 値 (mg/L)
45	ジクワット	除草剤	0.01
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004
47	ジチオカルバメート系農薬 ^{注8)}	殺虫剤、殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)
48	ジチオピル	除草剤	0.009
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006
50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05
53	シメトリン	除草剤	0.03
54	ダイアジノン ^{注2)}	殺虫剤、殺菌剤	0.003
55	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.8
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート ^{注9)}	殺菌剤	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)
57	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
58	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
60	チオフアネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002
63	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02
64	トリクロピル	除草剤	0.006
65	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005
66	トリシクラゾール	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.1
67	トリフルラリン	除草剤	0.06
68	ナプロパミド	除草剤	0.03
69	パラコート	除草剤	0.01
70	ピペロホス	除草剤	0.0009
71	ピラクロニル	除草剤	0.01
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
75	ピリブチカルブ	除草剤	0.02
76	ピロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
77	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005
78	フェントロチオン (MEP) ^{注2)}	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.01
79	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
80	フェリムゾン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
81	フェンチオン (MPP) ^{注10)}	殺虫剤	0.006
82	フェントエート (PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007
83	フェントラザミド	除草剤	0.01
84	フサライド	殺虫剤、殺菌剤	0.1
85	ブタクロール	除草剤	0.03
86	ブタミホス ^{注2)}	除草剤	0.02
87	ブプロフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0.02
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03

番号	農 薬 名	用 途	目 標 値 (mg/L)
89	プレチラクロール	除草剤	0.05
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09
91	プロチオホス ^{注2)}	殺虫剤	0.007
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
93	プロピザミド	除草剤	0.05
94	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.03
95	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1
96	ベノミル ^{注11)}	殺菌剤	0.02
97	ペンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1
98	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
100	ベンタゾン	除草剤	0.2
101	ペンディメタリン	除草剤、植物成長調整剤	0.3
102	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.02
103	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01
104	ベンフレセート	除草剤	0.07
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005
106	マラチオン (マラソン) ^{注2)}	殺虫剤	0.7
107	メコブロップ (MCP)	除草剤	0.05
108	メソミル	殺虫剤	0.03
109	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.2
110	メチダチオン (DMTP) ^{注2)}	殺虫剤	0.004
111	メトミノストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.04
112	メトリブジン	除草剤	0.03
113	メフェナセツト	除草剤	0.02
114	メプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
115	モリネート	除草剤	0.005

- 注1) 1,3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。
- 注2) 有機リン系農薬のうち、E P N、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (ME P)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン (マラソン) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である (5 Z) -オリサストロビンの濃度も測定し、原体の濃度と (5 Z) -オリサストロビンの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。なお、チオシクロン分解物由来のネライストキシンが含まれる可能性がある。
- 注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注7) クロルニトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。
- 注9) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。
- 注10) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソン、MPPオキシソンスルホキシド及びMPPオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

○浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準（平成 17 年 9 月 26 日 環境省令第 29 号）

BOD20mg/L 以下及びBOD除去率 90%以上

（備考）

- 1 単独処理浄化槽及び平成 18 年 2 月 1 日までに既に設置されている浄化槽については適用しない。
- 2 基準値は日間平均値であり、消毒槽等に入る直前の処理水を採取し、JIS K0102-1 の 18 に掲げる器具及び試験操作方法に基づき測定する。

○おいしい水の水質要件（昭和 60 年厚生省おいしい水研究会）

項 目	基 準 値
蒸発残留物	30～200mg/L
硬度	10～100 //
遊離炭酸	3～ 30 //
過マンガン酸カリウム消費量	3mg/L 以下
臭気度	3 以下
残留塩素	0.4mg/L 以下
水温	最高 20℃以下

○底質の暫定除去基準（昭和 50. 10. 28 環水管第 119 号）

- 1) 水銀を含む底質の暫定除去基準
25ppm（底質の乾燥重量当たり）
- 2) PCB を含む底質の暫定除去基準
10ppm（底質の乾燥重量当たり）

○魚介類の水銀の暫定的規制値（昭和 48. 7. 23 環乳第 99 号、昭和 48. 10. 11 環乳第 121 号）

総水銀 0.4ppm
メチル水銀（水銀として） 0.3ppm

（備考）マグロ類（マグロ、カジキ及びカツオ）、深海性魚介類等（メヌケ類、キンメダイ、ギンダラ、ベニズワイガニ、エッチュウバイガイ及びサメ類）及び内水面水域の河川産の魚介類（湖沼産の魚介類は含まない）については適用しない。

○食品中に残留する PCB の暫定的規制値（昭和 47. 8. 24 環食第 442 号）

魚 介 類
 遠洋沖合魚介類（可食部） 0.5ppm
 内海内湾（内水面を含む）魚介類（可食部） 3 ppm
 牛 乳（全乳中） 0.1ppm
 乳 製 品（全量中） 1 ppm
 育児用粉乳（全量中） 0.2ppm
 肉 類（全量中） 0.5ppm
 卵 類（全量中） 0.2ppm
 容器包装 5 ppm

○農薬に係る規制値等

区分	農薬名	環境基準値 (mg/L)	要監視項目 指針値 (mg/L)	水質評価 指針値 (mg/L)	指導指針値 (μg/L)		水道水質 管理目標値 (mg/L)	魚毒性	毒性
					水濁指針値	水産指針値			
殺虫剤	アセタミプリド				1,800	25		A	劇物(2%-)
	アセフェート				63	55,000	0.006	A	-
	イソキサチオン		0.008		50	0.2	0.005	B	劇物(2%-)
	イソフェンホス						0.001	B	毒物(5%劇)
	イミダクロプリド			0.2	1,500	19		A	劇物(2%-)
	エトフェンプロックス			0.08	820	6.7	0.08	B	-
	カルバリル(NAC)			0.05		16	0.02	B	劇物(5%-)
	クロチアニジン				2,500	28		A	-
	クロルピリホス			0.03	20	0.46	0.003	C	劇物(1%-)
	ジクロフェンチオン(ECP)			0.006				B	劇物(3%-)
	ジクロルボス(DDVP)		0.008				0.008	B	劇物
	ダイアジノン		0.005		50	0.77	0.003	B-s	劇物(5%-)
	チアメトキサム				470	35		A	-
	チオジカルブ				800	27	0.08	B	劇物
	テブフェノジド				420	830		A	-
	トリクロルホン(DEP)			0.03	50	1.1	0.005	B	劇物(10%-)
	ピリダフェンチオン			0.002			0.002	B	-
	ピリプロキシフェン				2,600	75		B	-
	フェニトロチオン(MEP)		0.003		30		0.01	B	-
	フェノプカルブ(BPMC)		0.03		340	19	0.03	B-s	劇物(2%-)
	ブプロフェジン			0.01	230	800	0.02	B	-
ペルメトリン				1,000	1.7		C	-	
ベンスルタップ				900			A	-	
マラチオン(マラソン)			0.01	7,700	3	0.7	B	-	
D-D(1,2-ジクロロプロパン)		0.06					A	-	
D-D(1,3-ジクロロプロパン)	0.002			660	160	0.05	B	劇物	
EPN		0.006		37	0.5	0.004	B-s	毒物(1.5%劇)	
小計		1	7	9	21	20	17		
殺菌剤	アゾキシストロビン				4,700	280		B	劇物(80%-)
	イソプロチオラン		0.04		2,600	9,200	0.3	B	-
	イプロジオン			0.3	3,000	1,800		A	-
	イプロベンホス(IBP)		0.008		930	2,700	0.09	B	-
	イミノクタジン				60	27	0.006	A	劇物(3.5%-)
	エディフェンホス(EDDP)			0.006				B	劇物(2%-)
	エトリジアゾール(エクロメゾール)							A	-
	オキシ銅(有機銅)		0.04		200	18	0.03	C	-
	キャプタン				2,000	26	0.3	C	-
	クロロタロニル(TPN)		0.05		400	80	0.05	C	-
	クロロネブ							A	-
	ジフェノコナゾール				250	750		B	-
	シプロコナゾール				300	20,000		A	-
	シメコナゾール				220	14,000		B	-
	チウラム(チラム)	0.006			200	100	0.02	C	-
	チオファネートメチル				3,000	1,000	0.3	A	-
	チフルザミド				370	1,400		B	-
	テトラコナゾール				100	2,800		B	-
	テブコナゾール				770	2,600		B	-
	トリシクラゾール			0.1	1,000	21,000	0.1	A	劇物(8%-)
	トリフルミゾール				390	860		B	-
	トルクロホスメチル			0.2	2,000			A	-
	バリダマイシン				12,000	100,000		A	-
	ヒドロキシイソキサゾール(ヒキサゾール)				1,000	28,000		A	-
	フサライド			0.1		870	0.1	A	-
	フルトラニル			0.2	2,300	3,100		B	-
	プロピコナゾール				500	5,600	0.05	B	-
	プロベナゾール			0.05		2,700	0.03	B	-
	ベノミル				200	350	0.02	B	-
	ベンシクロン			0.04	1,400	1,000	0.1	B	-
ボスカリド				1,100	5,000		A	-	
ホセチル				23,000	28,000		A	-	
ポリカーバメート							B	-	
メタラキシル				580	95,000	0.2	A	-	
メブロニル			0.1	1,000	4,200	0.1	B	-	
小計		1	4	9	29	30	16		

区分	農薬名	環境基準値 (mg/L)	要監視項目 指針値 (mg/L)	水質評価 指針値 (mg/L)	指導指針値 (μg/L)		水道水質 管理目標値 (mg/L)	魚毒性	毒性
					水濁指針値	水産指針値			
除草剤	アシュラム				10,000	90,000	0.9	A	—
	エスプロカルブ			0.01	200	150	0.03	B	—
	エトキシスルフロ				1,400	3,000		A	—
	オキサジアルギル				200	73		A	—
	オキサジクロメホン				240	8,300	0.02	A	—
	カフェンストロール				70	20	0.008	B	—
	クロルニトロフェン(CNP)		—				0.0001	A	—
	シクロスルファミロン				800	35		A	—
	ジチオピル				95	560	0.009	B	—
	シデュロン							A	—
	シマジン(CAT)	0.003			30	1,700	0.003	A	—
	シメトリン			0.06		62	0.03	A	—
	チオベンカルブ	0.02			200	260	0.02	B	—
	テルブカルブ(MBPMC)						0.02	A	—
	トリクロピル				60		0.006	B	—
	トリフルラリン				630	240	0.06	B-s	—
	ナプロパミド				300		0.03	A	—
	ハロスルフロメチル				2,600	50		A	—
	ビリブチカルブ				230	100	0.02	B	—
	ブタミホス			0.004	200	620	0.02	B	—
	フラザスルフロ				300	170		A	—
	ブレチラクロール			0.04	470	29	0.05	B	—
	プロジアミン				1,700	4.6		A	—
プロピザミド		0.008		500		0.05	A	—	
プロモブチド			0.04	1,000	4,800	0.1	A	—	
ベンスリド(SAP)			0.1				B	—	
ベンディメタリン			0.1	3,100	140	0.3	B	—	
ベンフルラリン(バスロジン)				100	29	0.01	B	—	
メコプロップ(MCPP)				470	81,000	0.05	A	—	
メチルダイムロン							A	—	
メフェナセツト			0.009	100	320	0.02	B	—	
モリネート			0.005	55	5,000	0.005	B	—	
2,4-PA(2,4-D)						98,000	0.02	B	—
MCPA				51	81,000	0.005	B	—	
	小計	2	2	9	27	26	25		
植物成長調整剤	トリネキサパックエチル				150	57,000		A	—
	小計				1	1			
	合計	4	13	27	78	77	58		

注1) 環境基準値：人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号 最終改正 令和7年3月31日環境省告示第31号)
要監視項目指針値：要監視項目及び指針値(平成5年3月8日付け環水第21号 最終改正 令和7年6月30日環水大管発第2506309号)
水質評価指針値：公共用水域等における農薬の水質評価指針について(平成6年4月15日付け環水土第86号)
指導指針値：ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について(令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号)
水道水質管理目標値：「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正について(平成15年10月10日付け健発第1010004号 最終改正 令和4年3月31日付け生食発第0331第3号)
魚毒性：一定数の動物の50%を死亡させる濃度による分類。毒性の低い方からA、B、B-s、C(独立行政法人農林水産消費安全技術センター資料より)
毒性：毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)による分類。なお、「-」は毒物及び劇物に該当しない物質を、()内は除外規定を示す。

注2) 水道水質管理目標値については、他法令等の規制値等と比較できる71農薬のみ値を示した。

注3) 指導指針値については、他法令等の規制値等と比較できる83農薬のみ値を示した。

○水浴場の水質の判定基準（平成9年3月28日 環境庁水質保全局）

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透 明 度
適	水質AA 不 検 出 (検出限界 2個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全 透 (または 1 m 以上)
	水質A 100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全 透 (または 1 m 以上)
可	水質B 400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1 m 未満～50cm 以上
	水質C 1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1 m 未満～50cm 以上
不 適	1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満*

(備 考)

- 1 判定は同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
- 2 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
- 3 CODの測定はJIS K0102の17に定める方法（酸性法）による。
- 4 透明度（*の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。
- 5 水浴場の評価に当たっては、水質以外に沐浴場における快適性の確保のための総合的な観点から評価することが必要である。（快適な沐浴場のためのガイドライン参照）

○農業（水稲）用水基準（昭和45年農林省公害研究会）

項 目	基 準 値
水素イオン濃度（pH）	6.0～7.5
化学的酸素要求量（COD）	6 mg/L 以下
無機浮遊物質（SS）	100 mg/L 以下
溶存酸素（DO）	5 mg/L 以上
全窒素濃度（T-N）	1 mg/L 以下
電気伝導度（EC）	0.3 mS/cm 以下
ヒ素	0.05 mg/L 以下
亜鉛	0.5 mg/L 以下
銅	0.02 mg/L 以下

(備 考)

- 1 この基準値は、水稲のかんがい用水として維持することが望ましい水準であり、被害（減収）が発生しないための許容限界濃度を示す。
- 2 この濃度に対する作物の感受性は、個体、生育時期、栽培法、環境条件等によって異なり、また汚染成分相互の相乗作用や拮抗作用などによっても異なってくるので、基準値の利用にあたっては自然条件、土地条件等に適合した利用が必要である。

○水産用水基準（平成 30 年 8 月 公益社団法人日本水産資源保護協会）

表 1 生活環境項目の水産用水基準

項 目	河	川	湖	沼
BOD (河川)	自然繁殖 (一般)	3mg/L 以下	自然繁殖 (一般)	4mg/L 以下
COD (湖沼)	(サケ・マス・アユ)	2mg/L 以下	(サケ・マス・アユ)	2mg/L 以下
(5 日間、20℃)	成 育 (一般)	5mg/L 以下	成 育 (一般)	5mg/L 以下
	(サケ・マス・アユ)	3mg/L 以下	(サケ・マス・アユ)	3mg/L 以下
全 リ ン	/		コ イ ・ フ ナ	0.1 mg/L 以下
			ワ カ サ ギ	0.05 mg/L 以下
			サケ科・アユ科	0.01 mg/L 以下
全 窒 素	/		コ イ ・ フ ナ	1.0 mg/L 以下
			ワ カ サ ギ	0.6 mg/L 以下
			サケ科・アユ科	0.2 mg/L 以下
D O	6mg/L 以上 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 7mg/L 以上)			
p H	6.7~7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。			
S S	一 般	25mg/L 以下	サケ・マス・アユ	1.4 mg/L 以下 (透明度 4.5m 以上)
	人 為 的	5mg/L 以下		
	忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさないこと。		温 水 性 魚 類	3.0 mg/L 以下 (透明度 1.0m 以上)
着 色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。			
水 温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。			
大 腸 菌 群 数	1,000MPN/100mL 以下			
油 分	水中には油分が検出されないこと。水面に油膜が認められないこと。			
有 害 物 質	次ページ表 2 参照			
底 質	<p>有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。</p> <p>微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。</p> <p>溶出試験 (昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 14 号)により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の 10 倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。</p> <p>ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。</p>			

表2 有害物質の水産用水基準

(単位：mg/L)

人の健康の保護に関する環境基準項目	淡水域	要監視項目	淡水域	環境基準と要監視項目に該当しない有害物質	淡水域
カドミウム	0.003	クロロホルム	0.05	アンモニア態窒素	0.01
全シアン	0.005	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	残留塩素(残留オキシダント)	検出されないこと
鉛	0.003	1,2-ジクロロプロパン	0.06	硫化水素	検出されないこと
六価クロム	0.0002	p-ジクロロベンゼン	0.1	銅	0.0009
砒素	0.01	イソキサチオン	0.008	アルミニウム	検出されないこと
総水銀	0.0002	ダイアジノン	検出されないこと	鉄	0.09
アルキル水銀	検出されないこと	フェニトロチオン(MEP)	検出されないこと	陰イオン界面活性剤	検出されないこと
PCB	検出されないこと	イソプロチオラン	0.04	非イオン界面活性剤	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02	オキシシン銅	0.006	ベンゾ(a)ピレン	検出されないこと
四塩化炭素	0.002	クロロタロニル(TPN)	0.001	トリブチルスズ化合物	0.000007
1,2-ジクロロエタン	0.004	プロピザミド	0.008	トリフェニルスズ化合物	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	EPN	検出されないこと	フェノール類	0.008
1,1-ジクロロエチレン	0.02	ジクロルボス(DDVP)	検出されないこと	ホルムアルデヒド	0.5
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	フェノブカルブ(BPMC)	検出されないこと		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	イプロベンホス(IBP)	検出されないこと		
トリクロロエチレン	0.03	クロルニトロフェン(CNP)	0.0009		
テトラクロロエチレン	0.01	トルエン	0.6		
1,3-ジクロロプロペン	0.002	キシレン	0.4		
チウラム	0.006	フタル酸ジエチルヘキシル	0.001		
シマジン	0.003	ニッケル	0.004		
チオベンカルブ	0.001	モリブデン	0.07		
ベンゼン	0.01	アンチモン	0.008		
セレン	0.002	マンガン	0.2		
硝酸態窒素	9	ダイオキシン類による			
亜硝酸態窒素	0.03	水質の汚濁に係る環境	淡水域		
ふっ素	0.8	基準			
ほう素	1	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L		
生活環境の保全に関する環境基準項目	淡水域				
亜鉛	検出されないこと				

○放射能に係る基準等

項目	基準等	備考	
＜空間放射線量率＞			
特措法 ^{※1} に基づく汚染状況重点調査地域の指定要件	0.23 μ Sv/h 以上（地域平均）	○「汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令」（平成23年環境省令第34号）	
原子力規制庁へのホットスポット通報の目安	地表1m高さの空間放射線量率が周辺より1 μ Sv/h以上高い	○「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」（平成23年10月21日内閣府、文部科学省、環境省）	
長野県における除染等の対応が必要となる箇所の目安 ^{※2}	地表の空間放射線量率が1 μ Sv/h以上	○「周辺より放射線量が高い箇所への対応方針について」（平成23年10月28日23環政第136号、23水大第205号）	
＜放射性物質濃度（セシウム-134及びセシウム-137の合計値）＞			
一般食品	100Bq/kg 以下	○「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号） ○「内閣総理大臣が定める放射性物質」（平成24年厚生労働省告示第129号） ○「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）	
牛乳・乳児用食品	50Bq/kg 以下		
飲料水	10Bq/kg 以下		
飼料	馬、牛	100Bq/kg 以下	○「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号、平成24年3月23日最終改正）
	豚	80Bq/kg 以下	
	家禽	160Bq/kg 以下	
	養殖魚	40Bq/kg 以下	
肥料・土壌改良資材・培土	400Bq/kg 以下		
きのこ原木	50Bq/kg(乾重量) 以下	○「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日23生産第4743号、23林政経第213号、平成24年8月30日最終改正）	
きのこ菌床用培地	200Bq/kg(乾重量) 以下		
水浴場	10Bq/L 以下	○「水浴場の放射性物質に関する指針について」（平成24年6月8日環水大水発第120608001号）	
薪	40Bq/kg(乾重量) 以下	○「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23年11月2日23林政経第231号）	
木炭	280Bq/kg(乾重量) 以下		
廃棄物	8,000Bq/kg 以下 (1) 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物のいずれにも該当しないものは、廃棄物処理法の規定に基づき処分 (2) 特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物のいずれかに該当するものは、廃棄物処理法及び特措法の規定に基づき処分	○「特措法 ^{※1} 施行規則」（平成23年環境省令第33号）	
	8,000Bq/kg 超 特措法の規定に基づき処分		

※1 平成23年8月30日法律第100号「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特別措置法)」

※2 長野県独自の方針